

兵庫県公報

令和2年5月22日 金曜日 第107号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	4
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 基本測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 中播都市計画道路事業の事業計画の認可（令和2年近畿地方整備局告示第90号）（道路街路課）	7
○ 道路の位置指定（中播磨県民センター）	8
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（契約管理課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	8
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	15
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）	15
○ 同 上（中播磨県民センター）	15
但馬海区漁業調整委員会公告	
○ 漁業法に基づく指示	16
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	16
○ 教習指導員審査の実施	17
正 誤	
○ 令和2年3月23日付け兵庫県公報第92号中	19
○ 令和2年3月31日付け兵庫県公報第21号外中	19

告 示

兵庫県告示第573号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

甘地土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

楠 田 敏 章

村 田 敏 朗

北 川 輝 男

内 藤 利 満

德 永 真 蔵

中 山 隆

田 隅 英一郎

古 隅 政 幸

岡 本 正 幸

戸 川 茂 樹

橋 本 直 樹

岩 見 武 三

岡 本 孝 洋

山 下 薫

住 所

神崎郡市川町近平357番地

同 郡同 町近平29番地 1

同 郡同 町小谷67番地の 5

同 郡同 町小谷159番地

同 郡同 町千原120番地

同 郡同 町千原113番地の 1

同 郡同 町谷467番地

同 郡同 町谷815番地

同 郡同 町谷404番地

同 郡同 町田中173番地の 7

同 郡同 町小室167番地

同 郡同 町鶴居129番地の 3

同 郡同 町近平386番地

同 郡同 町谷382番地の 3

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

楠 田 敏 章

村 田 敏 朗

北 川 輝 男

田 中 敏

德 永 真 蔵

中 山 隆

田 隅 英一郎

古 隅 政 幸

岡 本 正 幸

戸 川 茂 樹

橋 本 直 樹

岩 見 武 三

岡 本 孝 洋

山 下 薫

岡 本 裕 夫

住 所

神崎郡市川町近平357番地

同 郡同 町近平29番地 1

同 郡同 町小谷67番地の 5

同 郡同 町近平88番地

同 郡同 町千原120番地

同 郡同 町千原113番地の 1

同 郡同 町谷467番地

同 郡同 町谷815番地

同 郡同 町谷404番地

同 郡同 町田中173番地の 7

同 郡同 町小室167番地

同 郡同 町鶴居129番地の 3

同 郡同 町近平386番地

同 郡同 町谷382番地の 3

同 郡同 町下牛尾1938番地の 3

あまじ区土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

楠 田 藏 人

有 川 正 治

中 野 榮 喜

中 野 一 木

安 積 俊 一

山 本 育 良

山 本 貢

葛 尾 忠 司

村 田 達 哉

橋 本 勝 司

山 本 芳 樹

藤 原 茂

住 所

神崎郡市川町甘地79番地の 3

大阪市東住吉区南田辺 3 丁目25番18—104号

神崎郡市川町甘地394番地の 4

同 郡同 町甘地190番地の 1

同 郡同 町甘地202番地の 1

同 郡同 町甘地418番地

同 郡同 町甘地635番地 3

同 郡同 町甘地851番地 3

同 郡同 町近平307番地の 1

同 郡同 町甘地659番地の 1

同 郡同 町甘地371番地

同 郡同 町下瀬加440番地の 2

監事	有川正俊	同郡同	町甘地139番地の1
同	小西茂	同郡同	町甘地730番地1
同	楠田一利	同郡同	町近平376番地の3
就任役員			
役員の区分	氏名	住所	
理事	楠田藏人	神崎郡市川町甘地79番地の3	
同	有川正治	大阪市東住吉区南田辺3丁目25番18—104号	
同	中野榮喜	神崎郡市川町甘地394番地の4	
同	中野一木	同郡同	町甘地190番地の1
同	安積俊一	同郡同	町甘地202番地の1
同	山本育良	同郡同	町甘地418番地
同	山本貢	同郡同	町甘地635番地3
同	橋本省一	同郡同	町甘地359番地5
同	村田達哉	同郡同	町近平307番地の1
同	橋本勝司	同郡同	町甘地659番地の1
同	山本芳樹	同郡同	町甘地371番地
同	藤原茂	同郡同	町下瀬加440番地の2
監事	有川正俊	同郡同	町甘地139番地の1
同	小西茂	同郡同	町甘地730番地1
同	楠田一利	同郡同	町近平376番地の3



兵庫県告示第574号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市木見土地改良区	令和2年4月28日
神戸市小束野土地改良区	同
高田土地改良区	同



兵庫県告示第575号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 住友精化株式会社別府工場
 加古郡播磨町宮西346番地の1
 工場長 山本正人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 住友精化株式会社別府工場
 加古郡播磨町宮西346番地の1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設	
能	力	20m ³	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	14	14
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000	10,000
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	10未満	10
	窒素含有量 (単位 mg/L)	200	200
	リン含有量 (単位 mg/L)	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.8	0.8

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年5月22日から同年6月12日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第576号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

丹波市柏原町柏原字上中町小竹255番2、256番1、257番2、259番1、260番1及び260番2、字大河1177番2及び1178番3、字小竹1179番1、1179番2、1180番、1181番、1182番、1183番1、1183番2、1184番1、1185番及び1187番並びに字北長1190番1、1190番2、1190番4、1192番5、1195番1及び1190番3地先の各一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第577号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（空中写真撮影）
- 2 作業期間
令和2年6月5日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
洲本市、南あわじ市、淡路市の各一部



兵庫県告示第578号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第579号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（1級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年6月1日から令和3年3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第580号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年3月24日から同年7月31日まで
- 3 作業地域
赤穂市有年横尾地内



兵庫県告示第581号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年4月20日から同年11月30日まで
- 3 作業地域
朝来市和田山町白井地内



兵庫県告示第582号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和2年3月19日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
香美町香住区無南垣地内



兵庫県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年4月20日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
淡路市遠田地内



兵庫県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、4級水準点測量及び現地測量（地図情報レベル500））
- 2 作業期間
令和2年5月7日から同年6月30日まで
- 3 作業地域

加西市王子町地内



兵庫県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年5月7日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町畑地内



兵庫県告示第586号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、芦屋市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和2年1月21日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
芦屋市全域



兵庫県告示第587号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、加東市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和元年12月1日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
加東市全域



兵庫県告示第588号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、中播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和2年近畿地方整備局告示第90号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中播都市計画道路事業
3. 4. 112号宮田線及び3. 4. 803号揖保線
- 2 施行者の名称
兵庫県

3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

令和2年4月20日から令和6年3月31日まで

5 事業地の所在

(1) 収用の部分

兵庫県姫路市網干区高田字向イ、字前田、字安田、字早地及び字郡力、揖保郡太子町米田字道木及び字井ノ口並びに沖代字道木、字丁田及び字前田地内

(2) 使用の部分

なし



兵庫県告示第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R01中播位置 0013号	2.5.8	相生市那波大浜町224番の一部	4.50	38.84

公 告

随意契約の相手方等の公示

WT〇に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年5月22日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
工事・用地台帳システムトータルサポート 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県県土整備部県土企画局契約管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社神戸支社 神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号
- 随意契約に係る契約金額
86,856,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ハローズ東加古川モール
 所在地 加古川市平岡町高畑字乾角451番17ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ハローズ
 住所 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
 代表者の氏名 佐藤利行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ハローズ	広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号	佐藤利行
株式会社ザグザグ	岡山市中区清水369番地2	森 信
外未定2者		
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和2年12月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 4,966平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
227台
 - (2) 駐輪場の収容台数
152台
 - (3) 荷さばき施設の面積
186平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
67.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ハローズ、株式会社ザグザグ	24時間	
外未定2者	午前9時	午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 令和2年4月28日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和2年5月22日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年9月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター塚口

所在地 尼崎市南塚口町四丁目1番1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社デザインアーク	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	辰 己 嘉 一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社デザインアーク	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	島 正 登

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社デザインアーク	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	辰 己 嘉 一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中 山 正 明

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中 山 正 明

4 変更年月日

令和元年12月23日ほか

5 届出年月日

令和2年4月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年5月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年9月23日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ロイヤルホームセンター西宮中央
 所在地 西宮市津門大塚町1番16
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山正明
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山正明
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
- 4 変更年月日
令和元年12月16日
- 5 届出年月日
令和2年4月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和2年5月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年9月23日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ロイヤルホームセンター宝塚、万代宝塚東洋町店

所在地 宝塚市東洋町1番24、25ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部秀行

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山正明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部秀行

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部秀行

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山正明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部秀行

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山正明
株式会社万代	大阪市生野区小路東三丁目10番13号	阿部秀行

4 変更年月日

令和元年12月16日

5 届出年月日

令和2年4月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年5月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年9月23日

(2) 提出先

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 オアシスタウンキセラ川西

所在地 川西市火打一丁目（中央北地区特定土地区画整理事業6街区20—3画地ほか）

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	船橋 啓二
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山 正明

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	船橋 啓二
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山 正明

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	船橋 啓二
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山 正明

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山 正明
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	並松 誠
株式会社ユニクロ	山口市佐山717番地1	柳井 正

外7者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山 正明
株式会社阪急オアシス	大阪市北区角田町8番7号	並松 誠
株式会社ユニクロ	山口市佐山717番地1	柳井 正

外7者

4 変更年月日

令和元年12月16日

5 届出年月日

令和2年4月15日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年5月22日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
令和2年9月23日

- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ロイヤルホームセンター新三田
所在地 三田市大原字藤野213番1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	上杉 雅彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
神姫バス株式会社	姫路市西駅前町1番地	長尾 真
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番29号	中山 正明
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
ロイヤルホームセンター株式会社	大阪市西区阿波座一丁目5番16号	中山 正明
- 4 変更年月日
令和元年12月16日ほか
- 5 届出年月日
令和2年4月15日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和2年5月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
令和2年9月23日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ドラッグコスモス加西北条店
 所在地 加西市北条町東南字川端186番6ほか
- 2 法第8条第1項の規定により加西市から聴取した意見の概要
 - (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 温室効果ガス排出量について、国の削減目標以上を目指す取り組みに、可能な限り協力されたい。
 - (2) 街並みづくり等への配慮等
 - ア 緑地は、市内の生態系に配慮した緑化を行うよう努められたい。特に「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト（ブラックリスト）」に掲載されている植物は植えないようにされたい。
 - イ 街灯、防犯灯、門灯等の設置は、近隣住宅にとって夜間の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、その照度は必要最低限となるよう配慮されたい。
 - ウ 加西市民の美しい環境を守る条例に規定されている事業所の責務及び努力目標について、可能な限り協力されたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和2年5月22日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市宿原字新田山1265番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
南あわじ市中条徳原29番2地
奈良 清
南あわじ市中条徳原29番2地
奈良 敏子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年1月23日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-17号（1三木）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(第1工区)
赤穂市尾崎字明神木3154番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市松ノ内町3番14号
有限会社芦屋川プランニング 取締役 八馬 富久子
- 3 許可年月日及び許可番号
令和2年3月24日
兵庫県指令中播(姫土)(建)第1-35号(1赤穂)

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法に基づく指示

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、但馬海区におけるべにずわいがにかご漁業について、次のとおり指示する。

令和2年5月22日

但馬海区漁業調整委員会
会長 川越 一 男

- 1 指示番号
但馬海区漁業調整委員会指示第75号
- 2 指示事項
北緯37度30分10秒以南、東経133度59分50秒以東の兵庫県日本海海面においては、令和2年6月1日から同月30日までの間、べにずわいがにかご漁業を営んではならない。
- 3 指示の有効期間
令和2年5月22日から同年6月30日まで

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第144号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

なお、令和2年兵庫県公安委員会告示第115号(技能検定員審査の実施)は、廃止する。

令和2年5月22日

兵庫県公安委員会
委員長 豊川 輝久

- 1 技能検定員審査の種類
技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)
- 2 技能検定員審査の期日
令和2年7月4日(土)から同月18日(土)まで
- 3 技能検定員審査の場所
明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 4 技能検定員審査の申請手続
 - (i) 提出書類
 - ア 審査申請書1通
審査申請書は、令和2年5月26日(火)から同月28日(木)までの午前9時から午後5時まで(最終日の配布は午後4時30分までとする。)の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。
なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に

84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(大型)の写し

エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(中型)の写し

オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(普通)の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年5月26日(火)から同月28日(木)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和2年5月28日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)又は技能検定員審査(準中型)を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年8月11日(火)午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話(078)912-1628 内線433、434



兵庫県公安委員会告示第145号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「教習指導員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

なお、令和2年兵庫県公安委員会告示第116号(教習指導員審査の実施)は、廃止する。

令和2年5月22日

兵庫県公安委員会

委員長 豊川輝久

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（^{ひん}牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

令和2年7月4日（土）から同月18日（土）まで

3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和2年5月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

(2) 提出期間

令和2年5月26日（火）から同月28日（木）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和2年5月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（^{ひん}牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

令和2年8月11日（火）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628 内線433、434

正 誤

○令和2年3月23日付け（兵庫県公報第92号）

兵庫県公安委員会規則第2号（兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	下から21	西構	西溝
	下から15	西構	西溝



○令和2年3月31日付け（兵庫県公報第21号外）

兵庫県規則第27号（公文書管理規則）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	11	第5条第3項第5号	第5条第4項第5号